

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 金山町農業の概況

金山町は山形県の北部、最上地方の東北部に位置し、秋田県と県境を接する典型的な中山間地域である。金山町の農業は水稻を主体とする農業生産を展開し主食用米に加え県内における主要な酒米の産地であり、園芸ではニラ生産を中心に、新たな作物の導入も含め夏秋野菜を拡大してきている。畜産は大手食肉業者直営の養豚施設を有し、肉用牛の肥育や繁殖牛生産が行われている。

今後は、水稻、園芸、畜産において担い手農業者や法人による大型化や多角的な経営により地域として産地化を図ることとする。

また、働き手確保が困難になってきている状況ではあるが農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指していく。

さらに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 金山町農業の現状と課題

金山町の農業構造については、専業農家や第1種兼業農家は減少し、第2種兼業農家や離農する農家が増加している。

こういった状況により担い手不足が深刻化している。最近になって農業者の高齢化がより進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進展している。

一方、大型の圃場整備が遅れていることから、町内の大方を占める山間部や中山間地域の条件不利地の活用が見込めず、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営の指標に関する考え方

金山町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和17年までの農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、金山町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,700時間）の水準を実現できることを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得

の確保など、これらの経営が、金山町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準（経営規模と生産技術等を考慮し、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね400万円）の5割以上、年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,700時間））の確保を目指す新規就農者を支援する。

4 農業経営の発展に関する考え方

金山町は、農業協同組合、農業委員会、最上総合支庁農業関係課が十分なる相互の連携の下、濃密な指導を行うため、金山町地域農業推進協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、上記の体制が主体となり、望ましい経営を目指す経営者やその集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行うことで、地域の農業者が主体性を持って農業の方針について選択・判断したうえで、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図ることができるようにする。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核とした農地銀行活動を一層強化し、農地の出し手と受け手に係る情報を的確に把握したうえで、両者を適切に結びつけ利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、農地中間管理事業等による利用権の設定等並びに農用地利用改善事業等により、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための集団化等を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織

化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、こうした農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による作業受託・委託の促進も含めて、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、最上総合支庁農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託・委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への転換を図るとともに、これからの農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他非主業農家にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力をもとめていくものとする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用について、これら法第12条の農業経営改善計画の認定を受けた者への集積はもちろんのこと、その後の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、金山町が主体となって制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした多面的機能支払制度の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、制度の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

スマート農業や省力化技術の導入について、労働負担の軽減や生産性向上のため、スマート農業技術（ロボット草刈装置、自動給水装置、発情発見装置等）や省力生産技術の開発・普及を推進する。

加えて農業による環境負荷の低減と農産物の安全確保を一体的に進める「環境保全型農業やGAP（農業生産工程管理）の導入を推進する。

5 意欲ある農業経営の推進に関する考え方

金山町は、農業者又は特定農業法人、特定農業団体等（以下「農業に関する団体」という。）が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が、農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、金山町は、農業委員会、農業協同組合、最上総合支庁農業関係課等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、金山町地域農業推進協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合い活動を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や農業に関する団体及びこれらの周辺農家に対して金山町地域農業推進協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自ら、地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核としつつ、農地中間管理機構と連携し、農用地の利用集積に係る情報の収集、分析活動を一層活発化し、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の作成・見直しを通じ、農地中間管理機構を軸とした農地の集積・集約化を推進する。また、スマート農業技術の導入や環境保全型農業の推進により、経営体質の強化を図る。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画を活用し地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の

設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を一層助長するために、最上総合支庁農業技術普及課の指導の下に施設園芸の振興、作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産体制を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整った場合は組織経営体への誘導を図っていく。

農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。金山町の農業構造は、専業農家、1種兼業農家、2種兼業農家、土地持ち非農家等広範な経営形態があり、それぞれが金山町の農業の振興を担ってきたが、経営所得安定対策により農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、地域全体が発展することを基本とし、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用、これら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的にかつ重点的に実施されるよう努め、また法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、新たな農業者の育成・確保を図ることに努めることとし、金山町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

6 農業経営知識の向上等に関する考え方

金山町は、農業委員会、農業協同組合等と連携を図り、最上総合支庁農業関係課の協力を受けて、認定農業者（組織経営体を含む。）又は今後認定を受けようとする農業者、これから農業を始めようとする者（認定新規就農者を含む）、及び農業生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。また、激化する産地間競争に強い等市場性の高い園芸作物を重点振興作物として産地化を図るため、市場関係者等の参画を得つ

つ、マーケティング面からも有利販売に向けた指導を行い、水稻との複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

特に、適切な資金計画の樹立を図るために金山農業協同組合金融担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 主要な営農類型

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に金山町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、金山町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考にしながら、第1の4で示したような目標（年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,700時間）、年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね400万円）の5割以上）の達成が可能となるよう、地域の実状、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

金山町を代表する農産物（米、にら、きゅうり、ねぎなど）を安定的に生産し、金山町の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、このため、法人、集落営農、さらには半農半Xや移住者等多様な人材を「農業を担う者」と位置付け、育成・確保を図る。

認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、公益財団法人やまがた農業支援センター、最上総合支庁農業技術普及課及び農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に

対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対し、地域に定着し活躍できるよう令和4年に設置された山形県農業経営・就農支援センター及び公益財団法人やまがた農業支援センターと連携し、相談から定着までを伴走型で支援する。

2 金山町が主体的に行う取組

金山町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、最上総合支庁農業技術普及課や農業協同組合等の関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修情報の提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達の助言を行う。

また、就農後の定着に向け、販路開拓や営農面、生活面など様々な相談に対応するなど、必要な助言を行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として、必要に応じ、協議の場への参加を促すとともに地域計画の修正等の措置を講じる。

なお、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう指導・助言を行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への誘導を図る。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

金山町は、県、農業委員会、農業協同組合などの関係機関と連携のうえ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

- ① 山形県農業経営・就農支援センターを核に、県、町、農業協同組合、金融機関等が連携し、新規就農者の確保や農業経営に法人化、経営継承を一体的に支援する。
- ② 一般社団法人山形県農業会議及び農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんを行う。
- ③ 金山町は、個々の地区（地域計画の作成区域）に対し、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行うよう働きかけを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

金山町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域の担い手育成に関する総合的な推進機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

金山町は、公益財団法人やまがた農業支援センター等が行う就農相談会や各種研修会の情報を町ホームページに掲載するなど、就農に向けた情報を提供する。

② 中長期的な取組

児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう関係機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。

③ 教育・研修機関との連携

令和６年４月に開学した東北農林専門職大学において、農林業の生産や経営に関する知識、理論に裏付けられた技術を学ぶ機会を提供する。また、キャリアサポート・研修センター（旧農林大学校研修部門）が運営する「やまがた農業ビジネス塾」等を活用し、経営力向上と技術習得を推進する。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

② 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手

づくり総合支援交付金等の国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供や就農相談は金山町、農業技術・経営能力の習得に向けた研修や就農後の営農指導等フォローアップなどは最上総合支庁農業技術普及課や農業協同組合等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 集積目標に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
85%	

- 効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

分散化した農地の連単化(団地化)を進め、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和17年度とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域の話し合いに基づき策定された「地域計画」の実現を促進し、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を強力に進める。市町村が定める「目

標地図」に沿って、分散した農地の連担化（団地化）を図り、作業効率の向上と農地の有効利用を継続する。

令和 7 年 4 月に立ち上げた山形県地域計画実現促進会議等を通じ、集積が難しい中山間地域や担い手不足地域での課題解決に向けた支援を受ける。

地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による新規就農促進や省力栽培による保全等の取組を進める。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準及びその他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

（1）法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定するなどの配慮をするものとし、開催に当たっては、金山町の広報やホームページ等への掲載に加え、他の農業関係の集まり等を積極的に活用し周知を図る。参加者については、農業者、金山町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、金山町は、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口となる。

（2）法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準に関する事項

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条に規定する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画をいう。）を作成することも含め、粗放的な利用等による農用地の保全等に努める。

（3）その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

金山町は、地域計画の策定に当たり、県、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うものとし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎

年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

金山町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～複数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、別に定める様式による認定申請書を金山町に提出して、農用地利用規程について金山町の認定を受けることができる。
- ② 金山町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 金山町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を金山町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条(以下「政令」という。)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の受委託に関する事項

- ③ 金山町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用規程の変更等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、金山町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下「施行規則」という。）第２１条の３で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第２２条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第２２条で定める軽微な変更をし

ようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を金山町に届け出るものとする。

③ 金山町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③の規定は、(7)の①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は、(7)の①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合にはその者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 金山町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 金山町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、最上総合支庁農業関係課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力

が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

金山町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

金山町は、1 から 3 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施設との連携に配慮するものとする。

ア 金山町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化・汎用化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 金山町は、経営所得安定対策に取組み、望ましい経営の育成を図る。

ウ 金山町は、集落排水事業等により、快適な農村環境の整備を図るなど、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

エ 金山町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営

基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮する。

オ 金山町は、地域計画の実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通じて望ましい農業経営体の育成を図り、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等の望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

金山町は、農業委員会、最上総合支庁農業関係課、農業協同組合、土地改良区等と連携をしつつ、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1及び第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、金山町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、金山町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

この基本構想は、一部を改正して令和5年9月1日から施行する。

この基本構想は、一部を改正して令和8年9月1日から施行する。

別紙 1 (第 2 の 1 関係)

1	きゅうり＋ 水稲＋大豆 【野菜＋水 稲】	経営規模＝5.3ha きゅうり(夏秋)＝ 0.3ha 水稲＝3.0ha 大豆(委託)＝2.0ha	主たる経営者の農業所得 4,714千円 ◇販売金額 14,692千円 ◇農業所得 4,714千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 710千円 ・補助的従事者 3人	○水稲は共同乾燥調製 施設利用。主要機械は 2戸共同利用 ○大豆は法人等へ特定 作業委託
2	にら＋うるい 【野菜専作】	経営規模＝4.5ha にら＝4.0ha うるい＝0.45ha	主たる経営者の農業所得 6,478千円 ◇販売金額 85,182千円 ◇農業所得 25,910千円 ・基幹的従事者 4人 ◇支払労務費 15,719千円 ・補助的従事者 4人	○にらは春夏刈り、夏 刈り、夏秋刈りの3作型 ○うるいは2年株を収 穫・促成栽培
3	トマト＋た らの芽＋水 稲 【野菜＋水 稲】	経営規模＝6.3ha 夏秋トマト＝0.3ha たらの芽＝2.0ha 水稲＝4.0ha	主たる経営者の農業所得 4,798千円 ◇販売金額 29,105千円 ◇農業所得 9,595千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払雇用費 2,387千円 ・補助的従事者 2人	○水稲は共同乾燥調製 施設利用。主要機械は 2戸共同利用
4	トマト 【野菜専作】	経営規模＝1.30ha 夏秋トマト＝0.94ha 周年栽培＝0.33ha (環境制御)	主たる経営者の農業所得 4,539千円 ◇販売金額 82,251千円 ◇農業所得 9,078千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 14,336千円 ・補助的従事者 19人	●スマート農業技術 (環境制御ハウス) ○共同選果施設利用
5	ミニトマト ＋たらの芽 ＋水稲＋大 豆 【野菜＋水 稲】	経営規模＝8.2ha ミニトマト＝0.2ha たらの芽＝1.0ha 水稲＝5.0ha 大豆(委託)＝2.0ha	主たる経営者の農業所得 4,536千円 ◇販売金額 24,520千円 ◇農業所得 9,072千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 2,130千円 ・補助的従事者 3人	○ミニトマトは個別選 果 ○水稲は共同乾燥調製 施設利用。主要機械は 2戸共同利用 ○大豆は法人等へ特定 作業委託
6	ねぎ＋うる い＋水稲 【野菜＋水 稲】	経営規模＝4.3ha ねぎ (夏秋どり)＝0.5ha (秋冬どり)＝0.5ha うるい＝0.3ha 水稲＝3.0ha	主たる経営者の農業所得 5,261千円 ◇販売金額 23,209千円 ◇農業所得 10,522千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 1,095千円 ・補助的従事者 3人	○ねぎは個選機械化体 系 ○うるいは養成株1.0h ○水稲は共同乾燥調製 施設利用。主要機械は 2戸共同利用
7	アスパラガ ス＋たらの 芽＋水稲	経営規模＝8.4ha アスパラガス＝1.5ha たらの芽＝2.0ha	主たる経営者の農業所得 5,004千円 ◇販売金額 38,579千円	○アスパラガスは共同 選果施設利用 ○アスパラガス

	【野菜＋水稲】	水稲 = 5.0ha	◇農業所得 10,008 千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費8,291千円 ・補助的従事者 7 人	0.14ha、たらの芽 0.33ha を養成 ○水稲は共同乾燥調製 施設利用。主要機械は 2 戸共同利用
8	りんどう＋ スノーボー ル 【花き専作】	経営規模 = 1.0ha りんどう = 0.8ha スノーボール = 0.15ha	主たる経営者の農業所得 4,827千円 ◇販売金額 15,699千円 ◇農業所得 4,827千円 ・基幹的従事者 1 人 ◇支払労務費2,624千円 ・補助的従事者 6 人	○りんどうは露地栽 培、養成 1 年 ○スノーボールは養成 4 年、 露地0.15ha
9	繁殖牛＋水 稲＋飼料作 物 【畜産＋水 稲】	飼養規模 繁殖牛 = 54頭 経営規模 = 34.6ha 水稲 = 9.6ha 稲WCS = 5.0ha 牧草 = 20.0ha	主たる経営者の農業所得 5,024千円 ◇販売金額 58,441千円 ◇農業所得 10,047千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費4,087千円 ・補助的従事者 5 人	●スマート農業技術 (発情発見装置) ●省力化技術(簡易放 牧) ○水稲は共同乾燥調製 施設利用
10	繁殖・肥育一 貫＋水稲＋ 飼料作物 【畜産＋水 稲＋飼料用 作物】	飼養規模 経産牛 = 50頭 肥育牛 = 85頭 水稲 = 10.0ha 牧草 = 20.0ha	主たる経営者の農業所得 5,503 千円 ◇販売金額 82,020千円 ◇農業所得 11,006千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費6,490 千円 ・補助的従事者 4 人	●スマート農業技術 (発情発見装置) ○繁殖牛の後継牛は外 部導入 ○肥育期間22か月、年 間42頭出荷 ○稲わらは繁殖・肥育 牛使用
11	水稲＋大豆 【水稲専作】	経営規模 = 19.5ha 水稲 = 10.5ha 大豆 = 9.0ha	主たる経営者の農業所得 5,740千円 ◇販売金額27,170千円 ◇農業所得 11,479千円 ・基幹的従事者 2 人 ◇支払労務費199千円 ・補助的従事者 1 人	●スマート農業技術 (直進キープ田植機) ○つや姫は精米直接販 売 ○大豆は共同乾燥調製 施設
12	水稲＋えだ まめ＋大豆 【水稲＋野 菜】	経営規模 = 33.0ha 水稲 = 19.0ha えだまめ = 2.0ha 大豆 = 12.0ha	主たる経営者の農業所得 4,924千円 ◇販売金額 49,169千円 ◇農業所得 19,695千円 ・基幹的従事者 4 人 ◇支払労務費 177千円 ・補助的従事者 5 人	●スマート農業技術 (直進キープ田植機) ○水稲、大豆の乾燥調 製は自己完結 ○えだまめは収穫機を 使用し選果施設を利用

※主な留意事項等の●は、スマート農業技術や省力化技術等の新技術を導入